７太情個審査第６号
令和７年５月 13 日

太宰府市代表監査委員
吉野　茂　様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長　芳賀　由紀子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成９年条例第４号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第４項の規定に基づき、令和７年３月 14 日付６監第 80 号−１により諮問を受けました件について、同条第６項の規定に基づき次のとおり答申します。

１　審査会の結論

太宰府市監査委員（以下「実施機関」という。）が令和６年 12 月 27 日付６太監第 63 号で行った行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）の判断は妥当である。

２　審査請求の趣旨及び経過

（１）審査請求の趣旨

令和６年 12 月 13 日付で審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行った本件処分に対し疑義があるというものである。

（２）審査請求の経過

①　行政文書開示請求

審査請求人は、令和６年 12 月 13 日、実施機関に対して、情報公開条例第６条の規定に基づき、太宰府市職員措置請求に係る監査結果について（通知）６太監第 50 号（以下「本件監査結果通知」という。）の 20 頁の８行目「建築基準法は建築物の敷地・設備・構造・用途などの基準や報告制度等を定めているものであり、点検費用等の積算について定めているものではない。したがって建築基準法第 12 条を根拠として、費用積算の違法を主張することは妥当ではない。」の妥当ではない理由（証拠）の記された文書の行政文書開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

②　行政文書の不開示決定

実施機関は、令和６年 12 月 27 日付６太監第 63 号通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書について、文書が不存在であることを理由に本件処分を行った。

③　審査請求

審査請求人は、令和６年 12 月 27 日付６太監第 63 号通知における本件処分に対し、令和７年２月 28 日に実施機関に対し、本件処分を取り消し、開示決定するとの裁決を求めるとして、情報公開条例第 13 条第１項の規定に基づき審査請求を行った。

3　審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和７年２月28日付の審査請求書、同年３月31日付の反論書及び同年４月16日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

本件審査請求に至った経緯として、審査請求人は、太宰府市総合体育館の指定管理料について、建築保全業務積算基準に従って積算したところ、実際の指定管理料の上限額と大きく差があったため、太宰府市の積算方法に疑義が生じ、住民監査請求を行った。

住民監査請求の結果は、太宰府市総合体育館の指定管理料の上限額の積算において、建築保全業務積算基準は活用していないが、建築保全業務積算基準に従わないことは違法ではなく、太宰府市の積算方法に問題はないというものであった。

これに対し、審査請求人は、どのような法令を根拠に、建築保全業務積算基準に従うのではなく他の方法で積算するのが正しいと判断されたのかを知るため、実施機関は住民監査請求の記録を保管しているものと考え、判断の根拠となる法令が書かれた行政文書の開示を求めた。

不存在のため不開示との決定であったが、監査委員の話し合いの記録（議事録など）や法令を調べた記録を記載した文書を作成しているはずであるから、それらの文書の開示を求める。

4　実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和７年３月14日付６太監第80号－２の弁明書及び同年４月16日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

（１）本件処分の内容

本件開示請求に対し、本件監査結果通知における、本件開示請求の対象となった「妥当ではない理由（証拠）の記された文書」については、監査委員本人が元来持っている経験や知識及び法令に基づく解釈により判断したものである。

また、本件監査結果通知については、別段のメモ等の記録を取ることなく作成を行っており、本件開示請求に係る行政文書については、作成も取得もしておらず、存在もしていないため、本件開示請求に係る行政文書が不存在として本件処分を行い、通知した。

（２）本件処分の理由

本件処分の対象となっている行政文書については、令和６年９月 17 日付で受理された住民監査請求に関連する文書であるが、審査請求人は、上記の住民監査請求に対して監査委員が発した本件監査結果通知について、監査委員の判断が不当であるとの考えから、その判断をするにあたっての理由（証拠）となる文書の開示を請求しているところである。

監査委員が住民監査請求に対して判断するにあたっては、関連する法令を解釈するうえで、監査委員本人の経験や知識を活用し、またインターネットによる法令の検索をパソコンの画面上で行っている。その解釈は口述によって、その場でパソコンの画面上において監査結果の通知に記載する方法により文書を作成することから、別段の

メモ等を取ることなく文書の作成を行っている。

このことから、本件開示請求の対象となっている行政文書は不存在である。

また、審査請求人が言う監査委員が解釈した建築基準法第 12 条について、「妥当ではない理由（証拠）の記された文書」にあたる内容及び監査委員の判断については、本件監査結果通知に記載されたとおりであり、監査結果の通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項に基づき、審査請求人を含め誰でも知ることができるように公表を行っている。

上記の理由により、本件監査結果通知が行政文書のすべてであり、審査請求人の言う「妥当ではない理由（証拠）の記された文書」は不存在であることから、情報公開条例第７条第３項の規定により本件処分を行ったものである。

５　審査会の判断

（１）　審査請求の対象となっている行政文書について

審査請求の対象となっている行政文書は、本件監査結果通知において、監査委員が結論を導くために根拠としたもの（法令等）が記載された行政文書（以下「本件文書」という。）の開示を求めるものである。審査請求人は、監査委員の話し合いの記録（議事録など）や法令を調べた記録を記載した文書を作成しているはずなので、これらの行政文書を開示してほしいと主張している。これに対して、実施機関は、本件処分に当たり、本件監査結果通知については、監査委員が法令に基づく解釈によって判断したものであることから、本件開示請求に係る行政文書については作成も取得もしていないとして、不存在を理由とし不開示決定を行っている。

（２）　本件文書の有無について

ア　監査委員が住民監査請求を受けて監査を行う際には、複数回にわたる合議の場が設けられ、監査委員同士の話し合いが行われるものであり、その検討過程の中で複数の資料を用いたり、簡単な文書を作成したり、また、話し合いの結果が事務局によって簡易な議事録にまとめられたりという過程が想定される。このような合議の過程で、通常であれば、審査請求人が開示を主張する監査委員の話し合いの記録（議事録など）や法令を調べた記録を記載した文書などが存在するようにも思えるため、実施機関が本件文書を不存在とする理由について検討する。

イ　実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、本件文書を不存在とする理由について、以下のように説明している。

監査委員は監査にあたっては監査委員本人が元来持っている経験や知識及び法令に基づく解釈により判断するため、監査委員は合議の場で、関連する法令を解釈するうえで、監査委員本人の経験や知識を活用し、また、インターネットによる法令の検索をパソコンの画面上で行う。その過程について、事務局が簡易な議事録にまとめたりすることはしていない。監査委員の法令の解釈は口述によって、その場でパソコンの画面上において監査結果の通知に記載する方法により文書を作成することから、別段のメモ等を取ることなく文書の作成を行っているため、審査請求人が開示を主張する監査委員の話し合いの記録（議事録など）や法令を調べた記録を記載した文書などは存在しないと説明している。

ウ　審査会が実施機関から聴取した、監査委員が本件監査結果通知を作成するまでの過程は以下のとおりである。以下の流れについては、監査委員２名にも確認した。

太宰府市においては、住民監査請求を受けた場合には、事務局がその旨を監査委員２名に知らせ、住民監査請求の内容について検討するため監査委員２名での合議の場が設けられる。合議の場には事務局も同席する。本件監査結果通知を完成させるまでに、監査委員による合議は５回開かれ（１回につき概ね２時間程度の合議時間）、その合計時間は10時間程度であった。

本件監査結果通知を作成するための合議の場では、インターネット検索をした結果を映し出す大きなスクリーンが用意され、パソコンの画面上で行ったインターネットによる法令検索の結果などをスクリーンに映し出して、その画面を見ながら監査委員らは法令の解釈や、本件監査結果通知を作成するにあたっての検討を行った。今回の住民監査請求は、過去の異なる住民監査請求と同一内容の請求であったため、論点としては法令解釈がメインであり、関係する部署から新たに資料提出を求めたり、聴き取りを行ったりといった作業を行う必要はなかった。そして、合議の結果については、監査委員らが文書を作成するのではなく、事務局が監査委員らから聴き取った内容を合議の場でパソコン上のワードソフトに記載する方法により文書を作成し、これが本件監査結果通知のひな形となり、合議のたびに当該文書を上書きする形で、最終的に本件監査結果通知ができあがるという流れを取っていた。よって、合議の過程において、監査委員らが簡単な文書を作成したり、メモを取ったり、また、話し合いの結果が事務局によって簡易な議事録にまとめられたりということはなく、そもそも、議事録などその他の文書の作成の必要はないと考えていた。本件監査結果通知を作成する過程において作成された文書としては、最終的に本件監査結果通知の形になる文書のみで、当該文書は合議の都度上書きしていくため、途中の段階での文書は残っておらず、最終的に本件監査結果通知の形になるため、本件監査結果通知と同一のものである。以上のことから、本件文書は存在しない。

エ　前述したとおり、合議の過程では、通常であれば、審査請求人が開示を主張する監査委員の話し合いの記録（議事録など）や法令を調べた記録を記載した文書などが存在するようにも思えるが、上記（２）イ及びウの監査委員が本件監査結果通知を作成するまでの過程や本件文書を不存在とする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。そして、反論書・弁明書・口頭意見陳述における主張のいずれにおいても、本件文書が不存在であるとの事実を覆すに足りる事由を見出せないから、本件文書は、不存在であると考えられる。

（３）まとめ・結論

以上のことから、本件開示請求に対して、不存在を理由として不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

６　審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和７年４月８日　第１回審査会（審議）

令和７年４月16日　第２回審査会（口頭意見陳述、審議）